

保 育 子 育 て 研 究 所 年 報

2008年度

桜花学園名古屋キャンパス保育子育て研究所

—第6号—



目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
------------------------------	---

「今日の保育政策の動向と保育士養成の課題」	【村山祐一】	3
「村山講演を聞いて 保育の市場開放がもたらすもの」	【野津 牧】	16
「村山祐一氏の講演を聞いて」	【古畑 淳】	18

「6年目を迎えた子育て交流会 ―新しいプレイルームでの取り組み―」		
	【清 葉子 上村鍾子 水谷真理子 宍戸洋子】	20
資料 2008年度 子育て交流会の経過・参加人数・内容		27

実践記録

「お別れ会に向けての取り組み」	【小笠原麻里子】	35
-----------------	----------	----

資料

2008年度 事業報告	40
-------------	----

はじめに

現在、日本の保育制度は大きな曲り角に立っています。21世紀を迎えて日本の保育はどうあるべきかが問われています。保育所保育指針も改定され、時代の変化に対応して、保育の質的向上、保育士の専門性強化が求められています。しかし、一方で臨時職員が保育士の半数以上を占める園が珍しくないなど、保育の現場が置かれている現状はたいへん厳しいものがあります。こうした状況は、毎年、たくさんの卒業生を送り出している私たち保育士養成校の教員にとっても無関心でいるわけにはいきません。今回、保育子育て研究所では、帝京大学教授で日本保育学会常任理事でもある、村山祐一先生においでいただいて、保育士養成校の教職員を対象に、今日の保育政策の動向と保育士養成の課題についてご講演を頂きました。以下にその講演の内容と、講演についてのコメントを研究所所員のお二人からいただき掲載しました。

今日の保育政策の動向と 保育士養成の課題

帝京大学教授 日本保育学会常任理事 村山祐一

それでは、与えられたテーマで、今の保育政策・制度をめぐる動きと、保育士養成が今後どのようなものかについて、お話したいと思います。

1. 最近の保育をめぐる状況について

保育の現場を見ていると、10年前の保育園の状況と今はかなり違うという話が出たりしています。保育所を積極的に活用していこうという政策が出始めるのが、1990年代に入ってからなのです。そして、1995年からエンゼルプランができてくる。そういう流れの中で、一般的には、これから保育政策に国が力を入れていくというので、よくなるのではないかと期待感がありました。確かにいろいろなところで、いい改善も見られるのですが、しかしだんだんと進んでいくと、規制緩和政策が前面に出てきました。例えば厚労省は保育士の配置について、短時間保育士制度を導入しました。この制度では、1人1日8時間を、今までは常勤の正規の保育士として1人配置していたところを、4時間と5時間とか、そういう短時間で組み合わせて8時間以上であれば、1人とみなすという政策です。

保育所に入れなかった子どもが増えてきています。今や、幼稚園よりも保育所の方が、ずっと人数が増えています。例えば幼稚園は総数で170万ですが、保育所は212万となっています。特に保育所の場合、0,1,2歳児が増えているのです。入れない子どもについては、本来ならば保育所の増設で対応をすればいいのですけれども、そういう政策は基本的にはとられてこなくて、むしろ今ある保育所に規制緩和で、定員の10%、20%、いや10月以降は25%以上入れてもいいよと。つまり定員自体が超過定員があって当たり前というような政策がとられています。

また、一時保育とか子育て支援という形で、一方では働いていない、保育所を利用していない親に対していろいろと子育て支援をするという仕事が、保育園に課せられてきています。そういう意味ではこの10数年の間に、保育所を取り巻く環境は大きく変わってきたといえます。これが今の状況だと思うのです。

ところが、ここ数年の動きを見ていると、政府の規制改革会議とか、地方分権改革推進委員会とか、政府の機関として審議会があります。規制改革会議というところは、日本の制度全体の規制緩和を進めるという形で、経済界の人が入ったりして、進めているわけです。ですからいろいろ、今、郵政の問題とか、全部そういうところで決めているわけです。それから派遣法の規制緩和とか、派遣間

題が今年などは大きな問題になりました。

その規制改革会議で、保育所の問題や保育士養成制度の問題まで、細かに取り上げられて、具体的な課題が提起されるという形で今、改革問題が浮上してきています。とりわけ2007年ぐらいから、かなり具体的に制度に立ち入るような発言、主張が目立ってきている。例えば、みなさん新聞などでもご存知だと思いますけども、家庭的保育事業（保育ママ制度）の見直しが出されていました。これは、2008年の11月の国会で児童福祉法改正法案が通過して、家庭的保育事業の法定化された新しい制度として2010年4月からスタートすることになっています。現状では、保育ママについては市町村でいろいろなやり方をしています。厚労省はこれまでも保育ママの補助金を出しています。それは、保育士乃至看護師の有資格者が子ども5人まで、という条件の中で対応してきています。条件が、有資格者と決めていることや人数が3人とか5人と決められていることについて、市町村レベルあるいは都道府県レベルで、こんなにきつい条件ではできないというので、補助金をもらわず、独自にやっている自治体もあります。つまり、資格者を置かない等、もっと自治体でやりやすいような制度にするように規制改革会議等から要求が出されています。この1月から厚労省は「家庭的保育等のあり方に関する検討会」を設置して、実施基準等の検討がされています。どういう中身にするのか、規制改革会議が言うように家庭的保育者の資格要件等をどの程度緩和するかが議論されているようです。

こういう動きの中で、実は日本保育学会なども大変憂慮しまして、2007年の11月から、保育政策に関する委員会を立ち上げました。私はその委員長をしているのですが、保育学会で制度問題を取り上げるというのは初めてなんです。今、保育関係者やいろいろな団体の方を呼んで、いろいろな意見を聞いたりしています。そういう意味では、今年の保育学会は千葉で5月に行われますけども、保育制度問題についてのシンポジウムを行うという企画を、今作っているところです。そういう意味で保育を取り巻く状況は大変厳しく、これまでにない問題が起きてきています。

例えばこれは保育園ではないのですけれど、幼稚園の教育要領改定をめぐっても、大変厳しい問題が出てきています。例えば幼稚園教育要領の改訂で一時不安になったのは、幼稚園教育要領から遊びがなくなるのではないかという不安が、関係者の間では出たことがあります。審議の中で、遊びを幼稚園や保育園でしているから、小1プロブレムが起こるのだと。だから、遊びじゃなくて躰をやれと、こういう論理が小学校の審議委員から出てくるとか、遊びについての論議がかなりされたと言われています。

確かに、学校教育法が改正されて、幼稚園というのが、学校教育法の最後にあったのが、最初に来ています。幼稚園の次が小学校と発達に応じた順序になりました。それで幼稚園が重視されたのかと思うと、別な言い方が出てくるのです。小学校の義務教育が前提なのだから、義務教育を踏まえた幼稚園教育をしてほしいという論議も公然と出されているようです。それは当然、保育指針にも跳ね返ってきます。関係者の方に聞くと、これまでは幼稚園教育要領の審議は、幼稚園教育要領に関わる人と、保育指針に関わる人が、時々会合を持って一緒に話をしたりしながら、論議をしていたようですが、それがまずできなくなっているといわれています。幼小の関連とかそういう問題については、幼稚園のところで審議するのでなくて小学校教育の分野で審議するなどに変わり始めているようなのです。

その中で、遊びの重要性をということで、保育関係者が努力して、幼稚園教育要領もああいう形でまとめられたのです。つまり、そういう目に見えない変化が、保育を取り巻く状況で出てきています。

これについて、私たちがどのように考えるかが大切だと思います。確かに保育関係者間では遊びが大事だとか、保育というのはこうあるべきだとか、合意事項はできてるけれども、国民的レベルになった時に、やはりそれが必ずしも十分位置づけられてない、認識されていないのではないかな。そういう意味では今むしろ、保育とは何かということを、みんなで論議することが大事ではないか。子どもの成長や発達にとって、保育とは何かというのを、本当に深く論議すること、その中でこの問題を解決していくことが大事じゃないかという共通認識を持つことが大切だと思います。そういう意味で、今、確かにこれからお話しすることも含めて、いろんな変化やこれまでにない大変さが出てきています。だけでも、一方では、だからこそ、保育に関わる研究者や専門家や保育の現場の人が、子どもにとってどういう保育が望ましいかを、きちっと訴えていくこと、主張していくことが大事じゃないか。そういう視点から少し、この政策の問題について解説しながら考えていきたいと思っています。

2. 少子化特別部会第一次報告について

この2月末に厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会の第一次報告が発表され、「新たな保育の仕組み」案（以下新保育制度案）が提案されています。この論議の中で、なぜ制度を見直さなくてはいけないのか、その大きな理由としては、保育園に入れない子どもたちがたくさん増えていることをあげています。それを今の制度では改善されていないのだから、「新しい仕組み」を作るのだという形で、厚生労働省は説明してきています。実は、厚生労働省は、これまで規制改革会議等から、今の制度を直接入所方式等に変えるようにとの意見に対して、ずっと抵抗していたのです。今の制度は児童福祉にとって大事だということを言い続けてきました。ところが、昨年の5月ぐらいからそこに変化が始まったのです。つまり、その規制改革会議の意見を受け入れながらすすめるという、変化が出てきたのです。その結果がこの少子化特別対策部会で第一次報告をまとめるということに繋がっていくわけです。

待機児問題については、名古屋でもそうだと思うのですが、東京などはだいたい去年の2割ぐらい、増えていると言われています。なぜか、理由もいろいろテレビ報道などでも出てきています。主人がリストラにあったとか、主人の収入が減ったとか、それで家計を維持するために妻が働かないとだめといった内容です。こういう問題で拍車がかかって、さらに待機児が増えている。だから、東京都はこれまで保育所を増やすことをしないで、無認可保育所を認証という形で、認証保育園というのを独自に作りました。そこに自由契約を導入しました。市町村に入所申し込みをするのでなくて、各園に直接入所申し込みをするという形で制度を作って、待機児対策をやってきたのです。だけでも、それでも問題は解決しない。

例えば、一例を言いますと、来年4月から空き教室や学校を借りて、その部屋を整備して、区で仮設の保育施設を作っていくというようなところまで、今出てきています。また保育所を、例えば来年中に3箇所とか4箇所増やすとかというのでも出てきています。そういう動きがあるのですが、実は待

機児が解消されていないのは、基本的には、国が認可保育所増設を計画的に進めるという政策を、明確に打ち出してきていないからなのです。確かに待機児ゼロ作戦という言葉はみなさん知っていると思いますけど、小泉さんが打ち出しました。そして、昨年、福田さんが新待機児ゼロ作戦というのを打ち出したのです。ゼロ作戦を打ち出すのだけでも、保育所の整備のための計画を作りますよということはやってきてないのです。

実は、この少子化部会報告書は12月にまとめるはずだったんです。委員長が12月中に結論を出さないと困る、というふうに言っていたのです。12月16日に、最終的に年内にまとめるっていう方針ですすめていました。ところが保育の現場の3つの団体（全社協・全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）が、問題がありすぎるということで、反対を続けたのです。その結果、12月にはまとめられないことになって、延ばしますということになった。1月、厚労省の役人が全国を、3団体の地方のブロックの責任者のところを回ったそうです。みなさんの意見を聞かせてくれ、聞くから聞くからっていうことで回っています。保育団体の人に言わせると、「『聞くから聞くから』っていうことで聞いているけども、一体この制度の中でそれでそれが改善されるのかどうなのかは何も言わないのだよね」と酷評していました。そして2月にまとめるということで、保育の3団体の意見をいろいろとちりばめて入れたのです。入れたんだけど、制度改変の骨格は変えてないのです。

現在は親が市町村を通して入所を決めるという制度になっています。そういう実施責任が明確になっているけども、まず今回の制度案では、「実施責務」っていう言葉に変えています。実施責任とは言っていません。ある人に言わせると、実施責務っていうのは実施責任より軽いんだといひます。責務があつて、次に関与とか指導とかになってくるというふうに言う人もいます。第一次報告書でその中身は、公的保育を受ける地位の付与、あなたは保育園を利用できるという地位を保証するっていうことです。今でいう「保育に欠ける」の認定です。

次は公的保育の提供体制確保責務、つまり、保育園に子どもたちが入れるような基盤整備を行う。これは基盤整備っていうのは、計画の作成とそれが実行されているかどうかを監視するだけの責務ということです。現在、介護保険制度で、ここにいくつ施設を作るとかって、そういう計画は市町村で作ります。そういう責任は介護保険なんかでもあるのです。だから、作ってあるかないかだけを見る責任です。

今回の保育制度改変は、介護保険制度や障害者自立支援法をモデルにしているとされています。つまり、ここには市町村が保育の提供をちゃんとして、そしてその後の保育の責任も市町村が持つということは一言も入っていません。

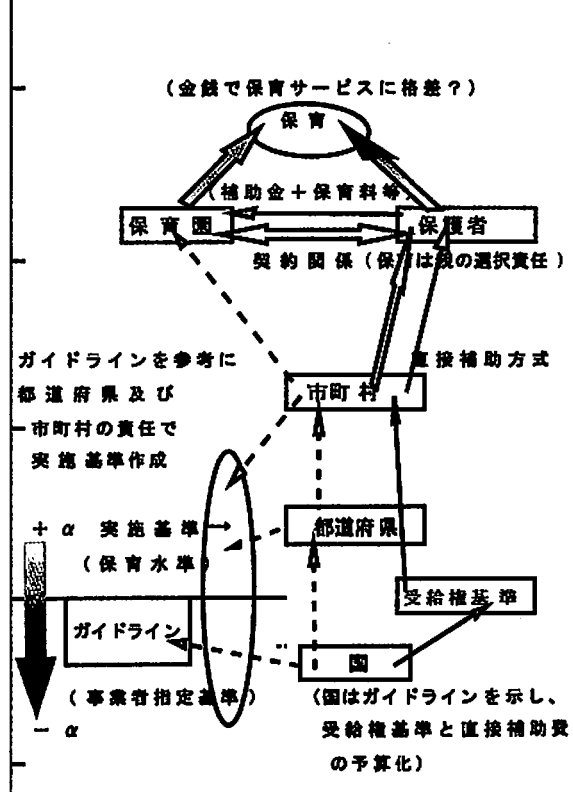
言葉の中では、保育の団体の意見もいろいろと入れて、曖昧模糊にできています。肝心なところはほとんど決まってないのです。そういう意味では、大変曖昧なものであるのは事実です。けども、この案を進めると現行制度の骨格がえられる危険性があります。

3. 現行保育制度の特徴

この制度の改変について少しお話しますが、最初に制度の枠組みを話していきます。現行保育制度

図表 現行制度の保育水準と新制度率（受給権）・直接入所 導入、最低基準の廃止・ガイドライン化との比較
(2009.02 村山 祐一 作成)

日．新制度案の直接導入・ガイドライン化
(市場競争・格差の拡大と地域ネットワークの崩壊)



- 7 -

間接的に起こってくるわけです。ただ児童福祉法の中では、実施責任を市町村に明確にしているのですけれども、設置責任までは触れていないのです。そこが1つの弱いところであり改善課題といえます。

通常は当然実施責任があるということで、設置責任も出てくるということで、公立保育所が全国に5割とか6割と多いというのは、そこに理由があるのです。公立ができないところでは、民間に委託するという形で認可保育園で対応しています。そして認可保育園は当然、公立も私立も市町村の責任を果たせる条件を確保するというので、認可基準というのがあるのです。私立の設置について経営する人の資質や条件もそろっているかどうか、そしてきちっと保育を受ける子どもがその施設に入るような環境があるかどうか、全部チェックして設置が決まるわけです。保育園運営に対して、国基準の運営費の負担基準というのがあるのですが、それを市町村を通して園に支払うという仕組みになっています。当然、国基準が十分でないから等の理由で都道府県や市町村が独自に判断して、補助金をつけるということが出来るシステムなのです。そして園に支払われるわけです。

保育料については市町村が決めることになっています。保育料基準額は国で決めてくるのですが、保育料も国で決めた額では高すぎるから、軽減措置を各自治体でほとんどやっています。ですから、名古屋市なんかも、かなり安くなっているのではないかと思います。だいたい平均で、国基準の3割ぐらい軽減されているようです。自治体が国の基準を踏まえて、自治体の裁量で決めながら、保育所の整備や保育料の軽減措置ができるようなシステムになっています。これが現行の公的保育制度の基本的な枠組みです。

4. 保育所最低基準について

よく、最低基準の見直し問題が出るので、少し最低基準の話を現行制度の中でしておきます。実は保育所最低基準というのは、この図表で言いますと、1.0というところ。1.0、1.5、2.0、2.5 という数字が書いてありますが、その1.0のところに最低基準というのを位置づけました。これはなぜここになったかと言いますと、児童福祉施設最低基準というのは、最低基準を超える水準を確保しなければならない、超えないといけないということなのです。それはどこに義務付けられているかというと、保育園に義務付けられているのです。ところが、保育実施をする責任が市町村にありますから、超える水準を確保するためには、市町村から委託された子どもを預かるのに、保育園ではこれではできないよ、ということが言えるわけです。もっと水準をちゃんとしてくれと。そうすると市町村が、それならば補助金を増やすとか、国基準についても、園のレベルでこの基準ではできないからもっと高くしてくれという要望が国に寄せられたりすると、国がそれを改善していくのです。そういうシステムなのです。

最低基準の中身は、保育士の配置は若干改善されていますけれども、基本的な枠組みは、昭和23年から変わってません。そしてよく最低基準というと、今現にある保育園が最低基準を守っているのだろうという言い方をしたりするのですが、それは必ずしも正しくないのです。例えば、保育園に大体園長さんがいますよね、主任保育士もいます。しかし、最低基準には、園長も主任保育士も位置づいていません。最低基準に位置づいているのは、未だ保育士と調理員だけです。では、それはどこ

で位置づいているのかというと、運営費の国基準です。ここで言う保育所運営費の国の負担基準です。これが運営の基準になっているのです。運営の基準を厚労省が決めて、これは毎年予算の中で決めていきますから、少しずつ変化するわけです。例えば最初は園長さえ認められてなかったのが、保育関係者の予算折衝の中で、少しずつ園長も位置づくとか、主任保育士も入れていくとか、そういうことが行われるように、積み重ねてなってきたのです。けども、最低基準そのものは変わってないのです。国の運営費の基準は毎年毎年、何十年という間の中で少しずつ変わってきた。だからフリー保育士も入っていて、フリーの保育者も一応位置づいています。

最低基準では、人数の配置を見ても年齢別保育は基本的にはできません。例えば4,5歳児で30人に1人とか、3歳児で20人に1人とか、あるいは0歳児は3:1で1,2歳児は6:1となっていますけども、これはクラスの配置基準じゃないのです。この配置定数は、保育所全体の保育士の数を決める数字なのです。ですから例えば、職員の配置を最低基準に基づいて計算する時は、どういう計算かというと、4歳5歳は30人に1人だから4,5歳児の人数を30人で割ると、例えば何人と出てきます。50人だったら、30で50を割れば、1.666…と出てきます。3歳児は20人に1人ですから、30人3歳児がいたとしたら、20人に対して30ですから、20で割ると1.5と出てきますよね。そういうふうにして計算していったら、合計数が8.5とかになったら、その施設は8.5で四捨五入して9人以上を保育園に配置していないといけませんよとなるだけです。この定数で年齢別保育を実施しようとすると、保育士の数が大体1人か2人足りなくなるのです。この国の運営基準の中ではどうなっているかというと、フリー保育士が入れられていたり、主任保育士がフリーになっているということで、まあ何とか年齢別保育をやるような状況が作られているのです。職員の配置について国の運営費基準を最低基準と比較すると、私が計算すると、園長とか主任保育士は最低基準にないわけですから、大体最低基準の1.6とか1.7倍ぐらいが、国の運営費基準なのです。

建物の基準についても、最低基準では大変狭い基準しか書かれていません。これを細かく話していくと時間がなくなるので、大枠を言います。例えば、60人定員ですと、大体最低基準ですと180～190㎡ぐらいです。ところが今の認可保育園のほとんどというのは、国の施設整備費の基準で作られたものですから、大体基準が1人6㎡なのです。国の施設整備費の基準で作られたものは大体360㎡ぐらいある。360㎡ぐらいあるのは、ホールがあったりするわけです。それから事務室があたりする。ですから、最低基準の約2倍ぐらいなのです。大体、この図表で1.5以上2.0前後ぐらい、このあたりまでを全国どこでも国が今きちっと保障している。さらにもっと上がっている水準があるんですけど、それは都道府県や市町村が園に独自の補助金を出して、さらにプラスアルファが加算されてくるのです。これが今の制度の下での保育の実情です。

5. 直接契約方式の導入について

この制度に対して、規制改革会議などで出されているのは、この制度は市町村が管理しているから、好ましくないのだと。保育園と親とが向かい合う関係、直接契約入所にすべきだと、こういう見解をずっと出してきています。じゃあ今の保育園の制度で向かい合う関係がないのかというと、実質的に

は保護者が園に行って相談したり、向かい合う関係はあるのです。ただ、制度として、法律の中には確かにないのです。だから私は今の制度で、向かい合う関係を、きちんとし制度として位置づけるならば、児童福祉法の中にそれを明記すればいいということを言っているのです。実際は向き合っているし、例えば苦情処理委員会を保育園で作って、親が苦情処理を言ってきてそれが県にまで行くようなシステムができています。そういうことをきちっと書いた条文を位置づければ、問題はないわけです。

向かい合う関係というのはどうなのか。実は、厚労省が今回第一次報告書でまとめている基本的枠組みは、直接契約制度を前提にしています。ただ、厚労省は直接契約入所という言葉嫌っています。だから直接入所とは言わないで、「公的保育契約」の制度だとか、言っています。

厚労省の関係者の話を総合すると、直接契約入所と言わないで別の名称で言ってるだけということになります。第1次報告書では「利用者が保育所と公的保育契約を結ぶ」という表現で述べています。これは保護者が保育所を見つけて、そして園を選んでいくという制度なのです。これをベースにして、保育の必要性和保育保障上限量（週当たりの保育時間）を給付するというのです。これを受給権とよんでいましたが、最終報告では削除されました。簡単に言いますと、保護者が、役所に行って、保育園に入れる証明書と保育時間、それにともなう補助額が決めます。その基準は全国一律で国で決めるということのようです。その上で保護者は自分で保育園をさがすことになります。

この基準とは、週当たり2つから3つの区分を示して、そしてそれにおうじた利用料を決めるのだという考えのようです。厚労省での一つの説明の事例として紹介されるのが、1週20時間、40時間、55時間です。まず、週当たり20時間というのがあります。20時間というのは、4時間×5日間。それから40時間。これは8時間×5日間。それから55時間というのは、11時間×5日間。この三つの基準からその人の、週当たりの、労働時間と勤務時間に合わせて付与される。そして、その付与された基準というのは、あなたの利用する保育時間について、あなたの保育料がいくらかは、これは定率で決められます。2割とか3割とか4割とかです。これはまだ発表されていませんけれども。それで、残りの部分は国と自治体で補助金としてお金を出します。ただし、それを使えるのは、保護者が保育園を見つけてからです。これまでは保育園は、入所申請して希望を言えば、市町村が決めてたわけです。それを親が全部探すということになります。園を探して保育時間を決めて預けてから初めて、上限量の補助金とかというものが、きちっと支払われるということなのです。ですから、使わない限りお金は払われないのです。使うというのは、1週間決められたら、1週間の枠の中で処理するということです。ですから、例えば1週間病気で休んだりして、1週間使わなかったりしたら、その人には補助金が支払われないことになります。だから当然、保育園には収入が入ってこないということになります。保育園側としては、使った量しか運営費としては入らないということです。しかも、もうひとつの問題は、1日4時間×5日間とか、8時間×5日間とか、決めていますけれども、その時間を超えた時間の保育料は、全額親負担です。

しかも、給食費は別枠のようです。これはもう、介護保険と全く同じです。例えば、介護保険などで、どういう問題が起きているかという、給食費が別ですから、給食費が払えない人が出てくるわ

けです。そうすると、例えばデイサービスの場合ですが、給食費が払えないからおにぎり持ってきて、別のところでおにぎり食べますって言うのです。こういう問題が現に起きているのです。

この運営費は、20 時間なら 20 時間、40 時間なら 40 時間の枠の中での運営費についての補助はもらえるから、保育料だけ払えばその時間は保育園にはいれます。でも給食費は別になるから、うちは給食費が払えないから、だからおにぎりを持たせますとか、こういうことが認められる制度なのです。だから、保育を一体的に保障するという今の制度と、考え方が根本的に違うのです。

しかも、時間は別に、1 日 8 時間いなくちゃいけないという制度でないのです。過当りの保育時間を、今日は 5 時間、今日は 6 時間と使っても構わないのです。つまり、1 週間決められた時間を、1 週間でこなせばいいわけです。それを超過した分は、自己負担になる。親としては、保育園を選ぶのに自分で探さなくてはならない。しかも選んだら、今度は上限量との兼ね合いで保育を受けるのを工夫しないといけない、というふうになるわけです。超過分の保育料をどれぐらいの負担になるか、私ちょっと推計してみました。今の保育の運営費の基準で勘案すると、大体 1 時間、乳児で 1000 円から 2000 円なのです。これは施設によって違いますが、大体それぐらいです。そうしますと、1 時間で、例えば 1000 円として、週 3 時間で 4 週オーバーしたとする。 $4 \times 3 = 12$ 時間、12000 円です。今、時間外保育料はいくらぐらいかという、一ヶ月 4000 円前後ぐらいです。ですから、親にとって見ればちょっと超過しただけで現在の三倍から四倍の負担になりかねないため、常にそれが不安材料になってくるわけです。しかも厚労省は、今の案では時間を最高でも 55 時間しか認めていないようです。55 時間とは何かというと、通勤時間 2 時間と、労働時間 9 時間です。交通上のトラブルが起こって 1 時間遅れれば、それがそのまま増えれば、当然加算になるわけです。だから、途中で子どもを迎えに来たり、午前中の 11 時ぐらいに迎えに来たり、そうかと思えば夕方の 5 時ぐらいに来たり、時間で預けるということになってしまうのです。

これについて厚労省の説明はどういうことを言ったかという、幼児については幼稚園が 4 時間だから、幼児のところは 4 時間でカウントするから、午前中だけは 4 時間が原則になるかもしれない。午後は、別に 1 時間でもいい。乳児のところはむしろ、午前午後にかかわらず時間でも構わないということのようです。今日は 2 時間預けます、今日は 5 時間預けます、こういうことを前提とした制度です。だから子どもの保育を一体的に 8 時間保障している現行制度、生活のあり方を保育園でみんなで考えながら、協力しながら進めましょうということが崩れていく。これは介護保険制度をモデルにしているからです。

6. 不安定な保育所運営

しかも、来た時間でカウントされるわけですから、保育園の収入が安定的じゃないわけです。そうすると、保育の現場では、非正規職員を主流にして配置せざるを得なくなってくる。今、介護施設のところで、職員がなかなか集まらない、人手不足という問題が出ています。もう一方では、介護福祉士の資格を持っても現場に行かない、という状況が起こっています。それは確かに低賃金というのがあるのですが、私がいろいろ個別に関係者に話を聞いてみると、ひとつの問題は、低賃金もあ

るのだけど、仕事にやる気が起きないということにあるようです。時間で帰るっていうことです。保育園でも同じように保育で困ったことやなんかを相談しようっていうふうな雰囲気はなくなってくる。それから、園で、今年はどういうことを課題として取り上げてみんなでやろうと、そういう論議ができなくなってくる。今も確かに賃金はあまりよくないけども、今年は大体これだけの収入が来るから、今年はどういうことを改善しようということが出来るんです。だから、確かに賃金は安いけどやりがいがあることがたくさんあるわけです。でも、新しい制度案では、それができにくくなるのではないかと。こういう問題が、現に障害者や介護のところでは、すでに起きてるわけです。そのことが保育所にも直接持ち込まれてくるのではないかと大変不安です。

私はこのことを聞いたときに、自分も保育士養成に関わっていますから、学生には子どもというのは、継続的にいろいろと観察したり見たりすると、いろんなことがあって保育が楽しくなるよという話をしています。そして発達心理学等で学んだことを踏まえながら、こういうふうにすると保育の仕事はやりがいがあるのだということを、今は言えます。でも、この制度になったら、とてもそれは言えなくなるのです。言っても、空めぐりです。

この動きは現行の制度の中でも、例えば企業参入が今あちこちで進んでますが、その中で現実に行き始めている問題のようです。そのを1つをお話します。今年の卒業生が、私のところに就職で相談に来ました。「実はある企業立の会社に採用が内定されたんです」と。その学生に「どこの保育園に行くことになったの?」と聞いたら、「いや、配属はないのです」「ない? どういうの?」と言ったら、その会社は無認可や認可や東京の認証保育所など、30とか40持ってるわけです。それで、内示が下りた人のグループディスカッションをして、そこで3年ぐらいの人とグループトークングしたらいいんですけど、1ヶ月単位で施設を替わるかもしれないよ、こういうふうに言われただけです。つまり、今の企業参入で、一括で採用して、保育士は今日はどこへ行く、あるいは今日はここにいて来月からここね、こういう仕事の仕方が企業参入の下では現に進んでいるようなのです。審議会の中で、企業参入している会社の人も審議委員になっているので、保育士の離職率の問題を言うと、いやうち離職率は低いですと発言しているようです。つまり、そういうところでは、園ごとの離職率はないのです。

私たちが保育の現場では、子どもとの関わりを一番に大事にしないといけない。就職して1年目にクラス持って、子どもに少しずつ慣れて、2年目には保育園の1年間のスケジュールも見通しながら、さらに子どもの関係をもうちよっと深めていく、そして3年目には自分でどうやって保育計画を作ったらいいか、できるようになっていきます。そういう喜びがあるのだよと今は話しできます。だけど、それがすでに企業参入のところでは壊されているのです。そのことが、直接利用になったら、公然と進んでいく、当たり前のように。

しかも、もう一つ問題なのは、国が払う運営費の中に、建物のお金が全部入ってしまうというのです。今は建物の経費は別途になっています。ところが、運営費のお金の中に建物の経費が入ってしまう。これは介護保険と全く同じです。そしてどうなってくるかというと、企業が参入するためには、建物のお金も含めてもらって、それを建物に使おうが人件費に使おうがかまわない。この報告書の中

にも出ていますが、株主への配当金にも使えるような工夫を求めているのです。会社の株主にです。つまり配当金が、間接的には国民の税金で払われることになるわけです。補助金は建物に使っても、人件費に使っても、株の配当に使っても何に使ってもいいのだという性格が出てくる。だから、補助金は人件費だけには回らない。しかも、まじめな保育園は、建物の修繕や整備を必ずやらなくてはならないわけですから、そうすると補助金からもらったお金、保育料も含めた収入を、運営費だけでなく、建物の積み立て金にもしないといけないということなのです。国から建物への補助金があるという保障はないのですから。

今までは運営費全額を、むしろ子どものために使いなさいという指導だったのです。それを変えようとしている。なぜこういう制度になるのかというと、企業参入をしやすいするためです。つまり、国が直接企業には補助金は出せません。これは憲法で禁じられています。個人からお金をもらうならば、それは国からもらったわけじゃないから、何に使ってもいいよってということになるのです。そういう制度を入れるということが今出されている。

7. 保育士養成制度の見直しの動向

こういう制度の中でもう一つは、保育士養成のあり方を根幹から見直すのだという考え方が出てきています。規制改革会議で、家庭的保育については20年度に結論を出しました。「保育士資格試験の受験要件の見直し」、これも20年度から検討開始ということで今、検討されています。そして、2008年12月に出された保育士制度についての見直しでは、例えば「保育士養成施設等における科目等の見直し」、これを21年度に結論をつける。それから「多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討」、これも21年度に結論をつけるとなっています。

これはどういうことかと言いますと、「保育士の養成における科目等の見直し」には、こういう発言が見られます。保育現場で離職率が高いのは、現場での対応力、実践での適応力が弱いからだ。つまり賃金が低いとか、仕事が大変だということを理由としてあげていないのです。つまり、現行の保育士養成のカリキュラムが座学に偏りすぎて、現場の適応力がないから離職率が高いのだ。だから、即戦力をつけるようなカリキュラムを作れというような中身です。

「多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策」というのは何かと言うと、現行の保育士資格とは別の枠組みを設けること。ここまで言っています。それはおそらく介護のホームヘルパー制度のように短期間で養成する、こういうものが予想されます。しかも、日本経済団体連合会が、最近少子化対策で提言を出しているのですけども、2月17日に提言を発表しています。そこではどういうことを言っているかと言うと、保育士制度を再検討し、公共職業訓練メニューにおいて対応する講座を設ける。これが日経連の一つの要望です。これは何かと言うと、私は公共職業訓練メニューなんて知らなかったの、インターネットで調べてみました。そうすると、保育にはないけど、いろいろ現場の企業のところであるのです。それは、大体2～3ヶ月で座学、そして1ヶ月を現場研修、大体4～6ヶ月で完全終了というメニューです。つまり短期間での保育士の養成です。それが准保育士という名前になるのか、保育ママ制度とかも関係するのか、どうなるのかわからないですけど、とにかく

現行の保育士とは別の新しい資格、養成制度を作りなさいという提言です。

この理由は、その中に書いてありますが、「一定の研修を経た子育て経験者を保育ママに認定するほか…」と書いてあります。つまり、保育サポーターやボランティアやそういうのを積極的に活用するために、短期間に養成して、保育の経験のある人をどんどん使うようにすれば、雇用対策になるのだってということです。これは雇用対策として出ているのです。あるいは保育士の受験資格を緩和して、認可外保育施設の勤務実績を受験資格にする、とか。とにかく今の保育士の資格をもっと充実するとか、実習の問題、実習と座学の相互関連をもっと深めていくとか、保育士養成についての実践的研究を深める検討ではありません。短期間に養成した人をどんどん作っていく。これは、この新しい制度案に当てはまるのです。つまり、この新制度案の場合には、介護保険と同じように、時間で仕事が決まっていくわけです。そうすると、何人かは資格者が必要だけでも、後はどんどん時間で働ける人、短時間で安く働ける資格者、それがここで求められてくるのです。そういう発想の中で、逆に保育士の資格を持つ人が、そういう人を指導する、使う、こういうふうに切り替えようという発想といえます。だからそこには子どもの保育をどうするか、ということについてはほとんど考えられていない。むしろ、審議の中身を見ていると、子どもを持った親なら誰でも保育ができるのだってという発想ですから。

実は、私は何年か前にNHKのディベートで、いわゆる小泉さんのプレーンで、待機児ゼロ作戦を打ち出した人とNHKのBSで対談したことがあるのです。その方が規制改革で、家庭とか保育とか担当されています。審議会に参加した人から聞いたのですが、その方が学童保育の現場を見に行った時に、「指導員はただ見てるだけじゃないか、それだったら、高い給料を払わないで、高齢者のボランティアを雇えばいいんだ、何でそんなことしないんだ」と言った趣旨の発言をしたそうです。子どもは見てさえすればいいんだったら、誰でもできるはずじゃないか、こういう考え方で、保育士養成とかもみんな考えられてきている。そこに一つの恐ろしさがあるのではないかと。

今の養成制度とは別枠を作るのだということを言っていることに見られるように、介護保険制度の介護福祉士とヘルパー制度をモデルにして保育士養成制度の二元化をすすめていくのではないかとこの危惧を感じざるを得ないと思います。

8. 最低基準とガイドライン

次に図表Bですが、直接入所になると現行制度の最低基準でなく、ガイドラインになるのです。地方分権委員会や規制改革会議ではガイドラインというのは大枠の基準であり、最低基準のように厳しく守らせるという性格のものではないのです。これは認定子ども園制度の場合では、ガイドラインになっています。地方分権委員会や規制改革会議等でこのガイドラインの一つの事例として取り上げられるのが、東京の認証保育園の基準です。認証保育園の基準で、6割が資格者、4割が無資格者、これが基準です。そして保育所の面積も国基準では3.3㎡ですが、これは2.5㎡でいいわけです。つまり現行の最低基準よりもはるかに低い基準なのです。

今、最低基準を踏まえた実態はこの辺まできているよ、ということをお話しました。しかし、ガイドライン自体は、最低基準以下になる可能性があります。ガイドラインというのは、あくまでも国が

ガイドラインを示して、そして都道府県が条例で決めて、市町村が条例で決めるということです。ガイドラインというのは、厚労省が決めたものを厳しく守れというものじゃないですから、市町村でそれを緩やかにしても構わないわけです。そういう低い基準のガイドラインを決めてくることになりかねない。

例えば条件のよくない認証保育園などでどういう問題が起きているか、その一つの事例を紹介します。子どもたちの食事の場面で、離乳食とか、1歳児が食事したりするときに、手づかみで食べたり、スプーンでうまく使えないでこぼしたりしますよね。これは子どもの発達にとって大事な、自分で食べるという大変な試みです。そして子どもにとっては、もうみなさんご承知と思いますが、本当に自分で食べられるようになった、スプーン使ってこぼさないで食べられるようになったというのは、いろいろ試行錯誤してやった！という実感を持つわけです。保育者も子どもたちが成長する喜びで、それを片付けたりするわけです。ところが、認証保育園等では、子どもはスペースが狭いから、2.5㎡ってというのは2畳ないのです。3.3㎡が2畳ですから1畳とちょっとです。そうすると、食事をしたときに片付けるっていても、子どもを別のところに移動させなくてはいけない。移動した時に職員も必要だし、それから場所が必要ですよね。場所がない、それならば、子どもに汚させないようにしよう。汚させないようにするにはどうするか。自分で食べさせない。職員が、保育者が口の中に入れてあげる。こういう問題が現に起きています。もちろん頑張っている認証保育園等もあります。

私は、ある認可保育園に行って、その話をしたら、「先生、親の中にね、家庭で汚させない食べ方っていうんで、スプーンでやってるんですよ。保育園ではこうですよって、自分で食べることが大事ですよって話しをしたら、ああそうなんですかって気づいた」と聞きました。そういう子育てで大事なことが、保育園でちゃんと親に伝えていかなくてはいけないのに、認証保育所の条件の悪いところでは、やってはいけないことが正しいんだとなってしまうのです。現に、ある記者が私のところに取材に来て、その話をしたら、「私ね、認証保育園に預けてるんです。私もおかしいおかしいと思ってたんですけど、その園の職員は、資源を無駄にしちゃいけないから汚させないんだ。家庭でもちゃんとやってくださいって。そしたら、子どもの育ちは一体どうなるんだ」という。

つまり、今ね、子育て支援にとって、あるいは保育園にとって大事なことは、今の社会の中で、子育ての文化、育児の文化っていうものを継承していくことです。親は大人の感覚で全て考えることになっている。ところが、保育園に預けることによって、保育園がきちとした保育をしていれば、親がおかしさを指摘されたりして、一緒に考えたりして工夫をするわけです。ところが保育園の条件が悪くなっていったら、時間で預けるようになっていったら、そのことさえできなくなる。そうすると、そのことは、養成機関でも、学生に保育の喜びが語れなくなる。子どもの本来の姿について考えようっていうことも論議ができなくなる。私はそのことが大変問題で憂えています。

これはわれわれ保育学会の中でも話をしているのですが、やはり、今子どもにとって何が大事か、養成機関は、だからこういうことが必要なのだ、ということを考え合うということがものすごく大事になっているのではないかな。そういう点で、私は、今回の動きを見ていて、やはり保育のあり方を、きちっと専門的な知識や現場の体験を踏まえて、語り合うことをしていけないといけないのではないかなと思います。

村山講演を聞いて 保育の市場開放がもたらすもの

名古屋短大保育科 野津 牧

現在の保育制度改革の本質は、企業の視点で見ればよく見えてくる。

講演で村山祐一氏が指摘したように、日本国憲法第 89 条は、公金その他の公の財産を公の支配に属しない企業等に支出することを禁じている。また、社会福祉法人に対しては決して手厚くはないが措置費や運営費という形で税金を投入している。保育や福祉分野の参入を目指す企業にとっては、児童福祉施設最低基準と共に社会福祉法人の存在及び措置制度が大きな壁になっている。

規制緩和の流れの中で、1990 年代より、財界は措置制度の解体や児童福祉施設最低基準の引き下げ、そして企業の福祉分野への参入を求めてきた。その流れの中で、2001 年には企業も認可保育所の運営が可能となり、三鷹市の公立保育園の委託をベネッセコーポレーションの子会社であるベネッセチャイルドケアが請け負ったことはよく知られているし、ビジョンなどもかなり幅広く保育所運営に乗り出している。

さて、講演で紹介された本年 2 月 24 日の社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告では、保育の公的責任を後退させ、市場原理導入の動きが明確に示されており、「新たな保育制度」として、利用者が自由に選べる選択性と、民間参入を促進する方向がいつそう鮮明になったことから、企業の保育分野への進出が加速すると思われる。

企業参入の一例を紹介する。保育所の給食分野に参入しているエームサービス株式会社は、三井物産とアメリカ合衆国のアラマーク社が提携し、日本の学校・社会福祉施設等の給食部門の外部委託に狙いを定めて設立した企業である。たかが保育所の給食と思われるかもしれないが、老人施設や障がい者施設、そして学校給食を含めると巨大な市場になる。日本の総合商社とアメリカで年間売り上げ 1 兆円の巨大企業が日本の保育や福祉施設の給食が金儲けの対象となると分析して乗り出しているのである。

企業の保育分野への参入はすでに様々な問題が出ている。

企業立保育所の神戸市すくすく保育園は、十分な児童数が確保されていたが、親会社の都合で 2006 年 3 月末に廃園している。また、練馬区公立保育所の民営化を請け負ったビジョンが経営する民営園では、委託後 4 ヶ月で保育士 8 人が退職している。最近では、関東を中心に保育所運営を展開していたエムケイグループが、経営難から 29 の保育所、学童クラブを突然閉鎖するなど、混乱は続いている。

厚生労働省も、2 月 27 日の全国児童福祉主管課長会議において、保育所の民営化について触れた箇所において、「急な事業廃止により、保育を利用する者に不安を与えないよう・・・万が一事業廃止となった場合のサービス確保のあり方についても併せて検討されたい。」と指摘せざるを得ない状況である。

村山氏が指摘したように、今進められている改革は、保育所運営費から株主への配当も可能とする道を検討しており、福祉の視点ではなく経営という視点で進められている。

保育所から利潤を追求しようと思えば、薄利多売か高利潤追求という選択肢が出てくる。薄利多売型は、現在、ベネッセなどが公立保育所を社会福祉法人よりも圧倒的に低い入札額で委託を受ける方式で、保育士の給与を削減するなど保育士の不安定な雇用形態を生じている。

高利潤追求型は、高い「質」と多様なサービスを提供するという名目で高額な保育料を取るという方式である。現在、保育料の設定は一定の規制がかけられているが、これを取り払う方向に進むことは明らかである。すでにトヨタは、JR 東海などとともに、授業料などの諸経費が年間 286 万円という中高一貫教育の学校経営に乗り出しているし、学童保育では月額保育料が 20 万円というところも出現している。今のところ、保育料については完全自由化とはなっていないが、企業側はこれから強く保育料の自由化を求めてくるであろう。保育の世界に、お金持ちの子どもはスペシャルランチで、庶民の子どもは並定食という、まさに格差社会が導入されようとしているのである。

また、バウチャー制への動きもあり、保育の公的責任を後退させない取り組みが求められていることを実感させられた講演であった。

村山祐一氏の講演を聞いて

桜花学園大学保育学部 古畑 淳

厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会少子化対策特別部会は、本年2月24日、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」と題する「第一次報告」をとりまとめた。同報告の内容は多岐にわたるが、同部会が「保育の提供の新しい仕組みを中心に」議論を重ねてきたことから、報告の内容は保育所制度改革に係る提案が中心になっている（なお、報告が提案する「今後の保育制度の姿—新たな保育の仕組み—」は、同報告の提案を基本として、その詳細な制度設計が今後進められることとなっており、その意味で「第一次報告」は保育所制度改革の方向付けを行ったものとして重要な意味を持っている）。

「村山祐一氏講演会——今日の保育政策の動向と保育士養成の課題」（桜花学園大学・名古屋短期大学「保育子育て研究所」主催）は、そのような「第一次報告」が公表されて間もない3月4日に開催されたものであるが、同講演会は、本所報の巻頭の辞にあるように、保育者養成教育を担う本学の教職員が、今般の保育所制度改革論議の状況を確認するとともに、保育学研究の現在の課題、あるいは今後の保育者養成教育のあり方を考える機会の一つとすることを目的として催されたものである。村山祐一氏は、保育学研究のトップランナーの一人として、多数の学術図書を著しておられるほか、新聞メディア等においても積極的に発言しておられる極めて多忙な方であられるが、この度、そのような氏にご来校いただいた上に、氏の講演を直接拝聴する機会に恵まれたことは、われわれ教職員にとって誠に幸運かつ光栄なことであったと言える。村山氏にはこの場をお借りして改めてお礼申し上げたい。

さて当日の講演会であるが、氏には質疑応答を含めておよそ2時間にわたりお話をいただいたが、その講演において氏ははじめに、公的保育制度の基本的な枠組みのほか、最低基準と国の運営費基準との関係など、現行保育所制度の基礎的な解説をされた。その解説は私が言うのもおこがましいが、スマートかつ明快なものであり、われわれ教職員はまず講演の冒頭部分においておおいに勉強させていただくことになった次第である。当然のことながら現在の改革論議を読み解くには、現行制度に対する正確な理解が前提として必要になるのであるが（「第一次報告」の内容を検討するにあたっては特にこのことが言えるのである）、読者諸賢にはそうした意味においても、氏の講演録を是非お読みいただきたいと思うのである。

そして氏は以上の解説を経て、今般の改革論議の中身について話を進められたが、氏が前記「第一次報告」の内容で特に懸念しておられたのは次のことであった。それは、保育所利用について「第一次報告」が、「利用者ごとに、保障上限量（時間）」を決めるとしていることについてである。氏はこれによる様々な弊害を例を示して具体的に指摘されたが、要するに氏はこれにより、「子どもの保育を一体的に8時間保障している現行制度」（その現行制度は、生活のあり方を保育園でみんなで考え、協力しながら進めることが可能な制度である）が崩れ、子どもの生活保障という視点で保育を見れな

くなるということの問題を指摘されたのである。氏のこの部分の指摘は非常に重く受け止める必要があると考えるが、私は氏の以上の指摘を受けて、養護及び教育を一体的に行う保育の特性が「第一次報告」においてどれほど認識されていたのか（あるいは理解されていたのか）、ということを改めて考えた次第である。氏は講演の冒頭において、保育所制度改革論議においては、「子どもの成長や発達にとって、保育とは何かというのを、本当に深く議論すること」が重要であると述べておられるのであるが（氏は以上の趣旨を講演の後半部分においても述べておられる）、氏が指摘されるように、「保育」が有する固有の意義を再確認し、そのことを訴えていく取組みが、現在の保育学、あるいは保育者養成校に改めて求められていると私は思うのである。

氏はこのほかに、保育所利用の仕組みとして直接契約方式の導入が「第一次報告」で提案されていることについて触れておられるが、社会保障法学専攻の私の関心からすると、氏のこの点についての言及に特に興味を覚えたところである。特に氏が以上について、現行制度においても保護者と保育所とが「向かい合う関係」が実質的にはあると述べておられる点、また氏が、保護者と保育所とが向かい合う関係を、きちんと「制度として位置づけるならば、児童福祉法の中にそれを明記すればいい」と述べておられる点は興味深く感じたところである（因みに「第一次報告」は現行の保育所利用の仕組みについて、「保護者と保育所の間に〔は〕法的関係がない」と評価しているのであるが、この点に関して社会保障法学説は古くから、いわゆる三面関係説を主張して、当該関係に法的関係（権利義務関係）があることを指摘してきたのである。また実際上も現行制度において、保護者と保育所とが向かい合う関係を作り出せていないとは言い切れないのであって、たとえば愛知県下のある自治体には、保護者に対して保育所入所の申込書を入所希望保育所に提出することを求めているところもあるのである（これは「申請代行」の仕組みを活用したものと言えるのであるが、現行法に照らしてみると、この運用には多少の無理があると言えなくもない。しかしこれはアイデアの一つとして注目し得るものであると言えるのである。ただし、そのようにして作出した関係を法的にどのように評価するかは、別途検討が必要である））。

氏の講演から受けた刺激はこのほかにも沢山があるが、紙幅の関係から最後に一つだけ氏の言葉を引用して筆を置くこととしたい。それは氏が、「子育て支援にとって、あるいは保育園にとって大事なことは、今の社会の中で、子育ての文化、育児の文化っていうものを継承していくこと」だと述べておられる点である。この言葉の意味するところは氏の講演録をお読みいただいで確認していただきたいが、設計されるべき保育所制度は、氏が指摘されるように以上のことが可能である制度（仕組み）でなければならないと考えられるのである。「第一次報告」以後の議論にわれわれは、一層の注意を払う必要があると言えるのである。

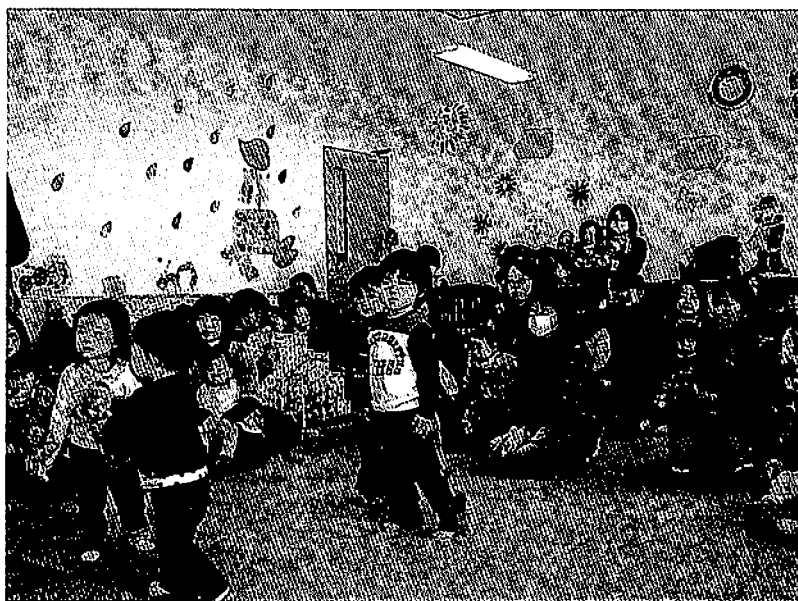
6年目を迎えた子育て交流会 —新しいプレイルームでの取り組み—

清 葉子 上村鍾子 水谷真理子 穴戸洋子

はじめに

「いつでも誰でも気軽に参加できる子育て支援」をモットーに、毎年、参加者の声を聞きながら参加者のニーズに合った子育て支援を実践し、6年目を迎えました。

今年度は、子育て支援専用の新しいプレイルームに引っ越ししてのスタートとなりました。保育学部教員の指導のもと、学生による子ども向けの壁面製作で室内は飾られ、保育科教員による手作りのモビールも室内をにぎやかにしてくれました。初年度よりずっと引き継いできた、保育専攻科の学生による牛乳パックでできた滑り台も、学生の手によって布が貼り替えられリニューアルしました。室内環境も手作りで温かいものとなっています。また、新しいプレイルームには、幼児用トイレと室



外にはウッドデッキもできました。天気の良い日には、ウッドデッキでは、ゴーゴーカーに乗って走りまわったり、ボールプールで動きのある遊びをしたりしています。夏以降は、プレイルーム前の芝生広場に出て、シャボン玉をしたり、凧あげをしたりして楽しみました。

プログラムとしては、今まで通り、「子育て交流会」と「プレイルーム開放日」を行ってきました。

「子育て交流会」は、穴戸（主に学生参加によるペープサート、手あそび）・清（行事・季節のあそび）・水谷（作ってあそぼう）・上村（赤ちゃん交流会）が担当し、この他、保育学部・保育科教員も数回担当しました。

「プレイルーム開放日」は、6年目を迎え、地域の親子に広く定着してきたため、赤ちゃんからまもなく就園する子どもたちまで様々な年齢の子どもたちが集うようになったため、年度途中からそれぞれの年齢のあそびを保证するために「0・1歳」、「2歳」の年齢別開放日としました。そして、新しい取り組みとして、年に5回前後実施していた附属幼稚園での「子育て交流会」を附属幼稚園との共催という形で実施しました。

これまで、保育子育て研究所では、保育者を養成する大学の特色をいかした子育て支援のあり方を追求し、参加者の声を聞き、参加者のニーズにあった子育て支援のあり方を探ってきました。こうして、6年目を迎え、地域に広く根付いてきた「子育て交流会」です。

付属幼稚園での交流会

3年目から、「広い場所で遊びたい」「活動的なプログラムをやりたい」ということで付属幼稚園のホールに場所を移動し、年に5回前後実施してきました。プログラム内容としては、水あそび・運動あそび・リズムあそび・クリスマス会といった内容が中心となりました。付属幼稚園開催日は、いつもよりも多い参加者があり、多い時では70組をこえることもありました。参加者からも、いつもの「子



育て交流会」とは違ったプログラムで楽しいという感想もあり、付属幼稚園とも連携をとって行ってきました。今年度は、保育子育て研究所と付属幼稚園との共催ということで行いました。幼稚園の先生に絵本を読んでもらったり、ピアノを弾いてもらったりと、時には園の先生も参加して行いました。

付属幼稚園で行うことにより、広い場所でピアノに合わせて身体を動かしたり、運動会ごっこをしたり運動的なプログラムが実施できるのが魅力です。参加者からは、幼稚園の様子を感じられたり、「子育て交流会」の後の園庭開放で幼稚園の固定遊具で遊んだりすることも好評でした。新しく改訂された幼稚園教育要領の中には、幼稚園の果たす子育て支援の役割も明記されています。今後、幼稚園が地域における幼児期の教育センターとして担っていくことがのぞまれています。今年度の共催をきっかけに、今後も付属幼稚園との連携のあり方を探っていきたいと思います。

赤ちゃん交流会

0歳時期は、母子関係の絆を作る大切な時期です。発達の変化が著しく、あっという間の1年間でもあります。参加した保護者の子育て交流会へ求めていることのアンケートの中に、「親子あそび」の強い要望があり、お母さん方に「我が子とのかかわりを楽しんで欲しい!」と願いながら、ふれあい遊びを毎回中心に取り入れてきました。

オムツを替える時や赤ちゃんが機嫌の良い時（眠くない時、お腹がすいていない時など）に相手をしてあげるのが前提ですが、大人が楽しそうに相手をしてあげると喜びます。繰り返し何回でもしてあげて欲しいと思っています。人見知りの時期なので、子どもさんに直接やってあげられない時は人形を使って紹介しました。

子どもたちが遊んでいるのを中断させることは申し訳ない気持ちがあり、遊んでいる中で注目して



もらって始めていましたが、後半は、おもちゃを片付けてもらってから始めました。参加者が多いとき、声が届かず、説明部分が伝わりにくいため、ワイアレスマイクを使用しました。遊びの資料を2～3回配布しましたが、毎回したほうがよいか、なくてもよいかまよっています。

この赤ちゃん交流会に参加したものの、他のお母さん方と関わっていない方に、できるだけ声をかけるようにしました。「子育ては楽しいですか？」の声か

けに、「はい」と笑顔で答えが返ってくると、ほっとしますし嬉しいです。困っていることを質問して下さる方には分かる範囲でお応えしてきましたが、参加人数が多くなるとゆったり感がなくなり、声かけ出来ない方々が増えた気がします。

赤ちゃんは外では長くは遊べません。夏―「外は暑い！でもここは涼しいし、遊べる。」冬―「公園は寒い、でも、ここではゆったり遊べる。」などの声もあり、よい溜まり場だと思います。

物をつかんで遊ぶようになった子どもは、いじる→ひっぱり出す→入れる行為へと発達していきます。手と目の協応を促すこの遊びを保障するには、いろいろな大きさの容器と入れたり出したりするさまざまなものが必要です。安価で身近に手に入る次のようなものを紹介しました。

容器 ― 重ねカップ、洗面器、タッパー、ペットボトルなど

入れたり出したりするもの ― チェリング・チェーン、ブロック、せんたくバサミなど

「子どもが、このおもちゃをさっと選んだ」「おもちゃ屋で求めなくても家庭用品が遊び道具になるのですね」「どこで手に入りますか？」などの声を聞きました。

今年度から子育て交流会室が移転して、新しくきれいで、あかるくて、広くなりました。大きい活動的な子は広いテラス（ウッドデッキ）を利用できました。親の荷物置き場にロッカーを設置したので親子の遊べるスペースが広がりました。

作ってあそぼう交流会

「お片づけしてくださいーい。今から作って遊ぼうを始めますよー。」いつもこんな言葉がけで始まるお楽しみの時間。参加し始めの頃は、遊びを中断させられることや、お母さんの膝に座って、ちょっぴり自由でなくなることを嫌がるお子さんもありますが、回を重ねるうちに流れを理解するのか慣れてきます。正しく言えば、お母さん方が協力的なので、ということに尽きるのですが。始めと終わりの挨拶も、お母さんに促されてだんだん上手になってきました。



作って遊ぼうでは、身近にある素材を使います。新聞紙、牛乳パック、スーパーのレジ袋（これは有料化でちょっと不安ですが）、ストロー、そして色紙など。これなら失敗しても壊れても惜しくはありませんし、何よりお母さんに気楽に作っていただけます。お母さんが作ってくれたおもちゃは、お子さんにはとても嬉しくて、出来上がると見せに来てくれます。言葉ではまだうまく話せないけれど、ホラ見てと差し出された作品の向こうに満足そうな顔がある時、作って遊ぼうのやりがいを感じます。お母さんが楽しそうに作ってくれる、それを見て、作ることが大好きな子に育っていく。そんな連鎖を期待しながら進めています。今年度は、10回（月1回）次のように取り組みました。

- 5月 ジャンプガエル（牛乳パックと画用紙）…得意になってとばしました。
- 6月 風船（ポリ袋と色画用紙）…ポリ袋もちょっとした工夫で、ポーンポンと遊べます。
- 7月 バナナ（色紙と不要になった紙）…みんなの好物だから、食べるマネをしました。
- 9月 ジャンボヨーヨー（スーパーレジ袋と新聞紙）…ぶら下げて歩く姿がかわいいのです。
- 10月 マラカス（乳酸菌飲料の容器）…思った以上に、嬉しそうに振って遊んでくれました。
- 11月 パズル（白いトレイ）…今はまだちょっと難しいけれど、家族みんなで楽しめそうです。
- 12月 おさるの山のぼり（色紙）…工夫して、遊び方を増やしたお母さんもいらっしゃいました。
- 1月 風（かさの袋）…芝生広場を走り回って、風揚げ(?)をしました。
- 2月 ヘビ（新聞紙）…新聞紙を折っていくだけで、とび出すへびになります。
- 3月 バンザイ人形（画用紙とストロー）…私にも動かせるんだよ！と、自信たっぷりに見せてくれました。

電車の中で、携帯電話のメールに夢中なお母さんを見かけます。隣には、じっと黙ったままおとなしくしている幼い子……つくづくもったいないなあと思います。たっぷり向き合えるそんな時間を大切にしてほしいから、今後も作って遊ぼうを続けていきたいと思っています。お母さんのお出かけバッグの中から、おさるの山のぼりや新聞紙のへびや色紙が出てきたら、楽しいですよ。

学生参加の交流会

保育者を養成する大学として、保育学部と保育科、保育専攻科を合わせ約1000人程の学生が、こ



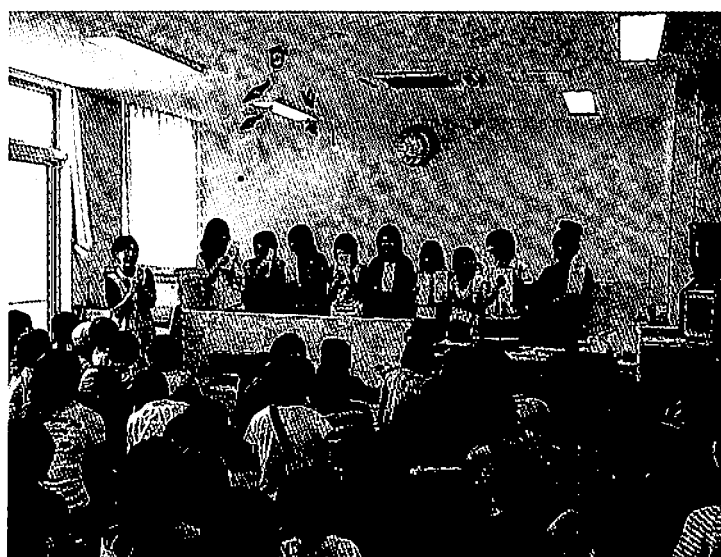
このキャンパスで学んでいます。

卒業後、保育現場で働く学生にとって、この子育て交流会は、じかに親子に触れ合い、子育て支援を学ぶ大切な場になっています。保育科、保育専攻科、保育学部のそれぞれの学生が、ゼミ教員の指導のもとで、手あそびをしたり、パネルシアター、ペープサートを作り演じたり、リズムあそびや手作りおもちゃの制作に取り組みます。

季節によって、その内容は、シャボン玉あそびや水あそび、凧あげ、節分の豆まき、クリスマス会でのハンドベルやサンタさんの登場する動物のぬいぐるみ劇であったりします。

どの学生も、初めて親子を前にすると緊張し、心臓がドキドキしていることが伝わってきます。しかし、さすが保育者をめざしている学生たち、すこし顔をこわばらせながらも一生懸命子どもたちを楽しませようと真剣です。やり終えたあと、

「子どもたちが喜んでくれてうれしかった」「お母さんたちが拍手をしてくれてほっとした」「赤ちゃんが抱けていい経験をした」「一緒に遊べて楽しかった」「もっと教材研究をしようと思った」と感想を述べ、保育者としての自信と自覚がもてたようです。学生の指導に当たった担当のゼミ教員の顔にもほっとした安堵と笑顔がみられました。



スタッフの協力

6年前、月に1回、たった1人の教員ではじまったこの子育て交流会も、今では毎週2回実施し、協力者も増えてきました。「赤ちゃん交流会」「作ってあそぼう会」「学生参加の交流会」「開放日」と内容も充実し、それぞれを担当する保育者と難波さん、ボランティアのお母さん方のたのもしい協力も得られるようになりました。大学の事務局から馬場子育て担当課長が配置され、心強さも倍増されました。

参加者も年々増え、この子育て交流会も地域に根ざしてきました。参加された、お母さん方から、「ここにくると、ほっとする」「子育てのイライラが解消する」「ママ友ができた」「スタッフの方から、子育てのしかたを学んだ」「楽しかった、また来ます」等々の声が聞かれました。参加された方が、ほっとできるのはスタッフのチームワークの良さのたまものと自負し、これからも大切にしていきたいと思っています。



今後の課題

長年の念願だった7号館に、地域の親子が集う子育て支援室（プレイルーム）ができ、これまた念願だった子ども専用のトイレも室内につきました。将来、保育者をめざす保育科、保育学部 학생にとって「子育て支援」を学ぶとても良い場になっています。今まで図書館の北側の学生の目につにくい場所で実施していましたが、新しい7号館の子育て交流会に参加するためキャンパス内を散策している親子に触れあえるようになりました。これは、保育科、保育学部の学生だけでなく将来、母親になる他の学科の学生にとっても目から子育てを学ぶことができるいい機会になっています。

プレイルームは、20組程の親子が集うのに適していますが、それ以上はゆったりできない広さです。



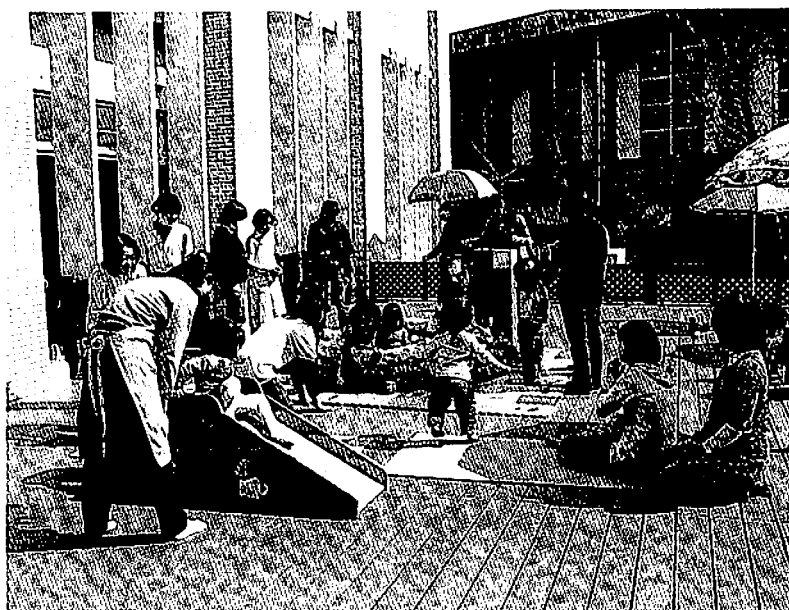
そこで、南側にウッドデッキを作ってもらいました。

広いウッドデッキに大きなボールプールと木の移動式滑り台を出し、室内外でのびのびと動きまわることができるようになりました。さらに、このデッキの横にかわいい水洗い場が設置されました。これによって、シャボン玉あそびや水あそびができるようになりました。

空間の広さが確保されましたが、今度は、別の問題がでてきました。ウッドデッキが風

雨に朽ちないような材質でできているため、太陽が照り付けると高温になり子どもたちの足には耐えられません。床に、ゴムマットを敷いたり、パラソルで日陰を作ったりしていますが焼け石に水の状態です。

もうひとつの問題は、部屋とウッドデッキの出入り口に角のとがった柱があることです。ようやく歩き始めた足元のおぼつかない1・2歳の幼児、3歳のいたずらざかりの動きまわる子どもたちが頭をぶつける心配があります。現在、ビニールマットを巻きつけて応急処置をしていますが、早急に安全対策が必要です。



この子育て交流会も6年目を迎え、地域に根ざし年々参加者が増えてきました。これだけ要求度が高いのです。参加者が多すぎて交流会室に入れず、今年度は学生が参加を控える状態がみられました。そこで来年度は、交流会を年齢別に分けて、毎回、20組程度の親子の参加を目標とし、学生の方々の参加を増やしたいと計画しています。これによって、子どもたちがゆったりと遊べ、参加されたすべてのお母さん方の子育ての悩みを聞くこともできます。また、大学の教員が、この子育て交流会で



それぞれの研究活動ができる体制も作っていきたいと願っています。そのためにも、保育子育て研究所の専任の担当者の配置が必要です。そして、地域の子育てをしている保護者、保育者をめざす学生、研究者が、いつでも気軽に参加できる保育者養成校の子育て支援のあり方を、これからも追及していきたいと思っています。

2008年度 子育て交流会の経過・参加人数・内容

保育子育て研究所

- * 5月14日(水) 第1回 子育て交流会 天気：晴
 子ども 60名 大人 53名 学生 18名
 ふれあい遊び「うまはとしとし」 (清)
 ペープサート「こぶたぬきつねこ」「だれかな?」「はらぺこあおむし」(穴戸)

- * 5月20日(火) 第1回 赤ちゃん交流会 天気：曇りのち晴
 子ども 32名 大人 32名 学生 27名 (豊田ゼミ1年2年)
 わらべうた「かくれんぼ」(人形を使って)
 ふれあい遊び「布で遊ぼう」「ぱぴぶべぱ」「ほうずほうず」 (上村)

- 5月27日(火) 子育て支援室開放日 天気：晴
 子ども 29名 大人 25名 学生 16名 (白幡ゼミ)
 自由遊び
 絵本「はらぺこあおむし」 (水谷)

- * 5月28日(水) 第2回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気：晴
 こども 51名 大人 49名 学生 12名 (田端ゼミ)
 作って遊ぼう「びよんびよんがえる」 (水谷)
 大きなしゃぼん玉 (田端ゼミ)

- * 6月3日(火) 第2回 赤ちゃん交流会 天気：雨
 子ども 26名 大人 26名 学生 11名 (専攻科1年)
 わらべうたでふれあい遊び「かくかくかくれんぼ」「ちょうちょ」
 「おねんじゅしゅもくれ」「いっぽんばしこちょこちょ」
 「いちにのだるまさん」「たけんこがはえた」 (上村)

- 6月10日(火) 子育て支援室開放日 天気：晴
 子ども 24名 大人 21名
 自由遊び
 親子ふれあい遊び「げんこつやまのたぬきさん」「さんまのひらき」(水谷)

- * 6月11日(水) 第3回 子育て交流会 天気：曇り
 子ども 40名 大人 35名
 うた「びよんちゃんとあそぼう」、紙芝居「かさ」
 ペープサート「かえるのうた」、エプロンシアター「三びきのこぶた」
 (緑子育て応援団の方 2名)

- * 6月17日(火) 第4回 子育て交流会(作って遊ぼう)(幼稚園ホール) 天気:晴
子ども 91名 大人 81名 学生 9名(小嶋ゼミ3,4年)
作って遊ぼう「ポリ袋でふうせん」 (水谷)
(幼稚園見学会と同時開催)
- 6月24日(火) 子育て支援室開放日 天気:晴
子ども 43名 大人 40名
自由遊び
手遊び「さんまのひらき」「なまえ」 (水谷)
- * 6月25日(水) 第5回 子育て交流会 天気:晴
子ども 62名 大人 56名 学生 18名(宍戸ゼミ1年)
ペープサート「ころころたまご」「むしゃむしゃむしゃ」「てつぼう」(宍戸)
絵本「てんてんてん」「ごきげんのわるいコックさん」
「ぞうくんのさんぽ」 (専攻科1年)
- * 7月1日(火) 第6回 子育て交流会(作って遊ぼう)(幼稚園ホール) 天気:晴
子ども 62名 大人 59名 学生 11名(小嶋ゼミ7名、左口ゼミ4名)
作って遊ぼう「おいしいバナナ」
うた「アイアイ」、エプロンシアター「さる・ぶた・きつね」 (水谷)
- 7月8日(火) 子育て支援室開放日 天気:雨
子ども 19名 大人 19名
自由遊び
手遊び「あたま・かた・ひざボン」、絵本「いつまでも」
- * 7月9日(水) 第7回 子育て交流会 天気:曇り
子ども 55名 大人 51名
しゃぼん玉
手遊び「めのまどあけろ」 (宍戸)
ペープサート「ちちんぷいぷいのぷい」
絵本「ぷちぷち」「ママあててみて」
ふれあい遊び「ぞうきん」 (清)

-
- * 7月15日(火) 第3回 赤ちゃん交流会 天気：晴
 子ども 31名 大人 30名
 わらべうた「たなばた」「うみのなかのじぞうさん」
 ミニシアター「ほたる」
 ふれあい遊び「オツムテンテン」「メンメン・スースー」「アシアシアヒル」
 (上村)
- * 9月2日(火) 第4回 赤ちゃん交流会 天気：雨
 子ども 28名 大人 28名
 ペープサート「いないいないばあ」
 わらべうたで遊ぼう「めめんこめめんこ」「おうまさんのおけいこ」
 あかちゃんのおもちゃの紹介 (上村)
- 9月9日(火) 子育て支援室開放日 天気：晴
 子ども 26名 大人 25名
 自由遊び
 手遊び「アンパンマン」「いわしのひらき」
 絵本「もこもこもこ」 (水谷)
- * 9月10日(水) 第8回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気：晴
 子ども 47名 大人 42名
 作って遊ぼう「ジャンボヨーヨー」(レジ袋と新聞紙で) (水谷)
- * 9月16日(火) 第9回 子育て交流会(幼稚園ホール) 天気：曇り
 子ども 64名 大人 60名
 親子遊び「大きな布とボールを使って」「トンネルくぐり」
 絵本「はらぺこあおむし」 (清)
- * 9月24日(水) 第10回 子育て交流会 天気：晴
 子ども 55名 大人 47名 学生 18名
 しゃぼん玉
 紙コップを使って「コケコッコ」 (高田ゼミ1年生)
- * 10月1日(水) 第11回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気：雨
 子ども 28名 大人 25名
 作って遊ぼう「マラカス」(ヤクルトの容器と玄米で) (水谷)
-

- * 10月7日(火) 第12回 子育て交流会 天気：曇り
子ども 32名 大人 29名
ペープサート「ぞうさんのどんぐりひろい」絵本「ぞうくんのさんぽ」
どんぐりのマラカスの作り、うた「どんぐりころころ」(専攻科1年)
手遊び「めのまどあけろ」 (宍戸)
- 10月8日(水) 子育て支援室開放日 天気：晴
子ども 30名 大人 25名
自由遊び
手遊び「トントントントンアンパンマン」「あたま・かた・ひざボン」
絵本「ごあいさつあそび」 (水谷)
- 10月14日(火) 子育て支援室開放日 天気：雨
子ども 13名 大人 11名
手遊び「パンダ・うさぎ・コアラ」
絵本「だるま」「さつまのおいも」 (奥村・村井)
- * 10月15日(水) 第5回 赤ちゃん交流会 天気：晴
子ども 24名 大人 21名
「にーぎりぱっちりたてよこひよこ」(手の中からひよこが)
ふれあい遊び「こっちのたんぽたんぽや」「ゆーすりゃゆすりゃ」
絵本の紹介「もこもこ」「いないいないばあ」 (上村)
- * 10月21日(火) 第13回 子育て交流会(幼稚園ホール) 天気：晴
子ども 53名 大人 46名
うたっておどろう「大きな栗の木下で」「犬のおまわりさん」
「ひょっこりひょうたん島」「はらぺこあおむし」
「ちょうちょ」
大きな絵本「はらぺこあおむし」(うたで読み聞かせ) (専攻科2年)
- 10月28日(火) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気：晴
子ども 13名 大人 13名
自由遊び
「コットントン」(折り紙でドミノ) (水谷)
- 10月29日(水) 子育て支援室開放日(0,1歳児) 天気：晴
子ども 31名 大人 28名 学生 18名 (松本ゼミ1年)
自由遊び
-

- * 11月4日(火) 第14回 子育て交流会 天気：晴
子ども 31名 大人 29名 学生 11名(専攻科1年)
手遊び「パンダ・うさぎ・コアラ」 (穴戸)
パネルシアター「どうぞのいす」
ふれあい遊び「くまさん」 (専攻科学生)
- 11月5日(水) 子育て支援室開放日(0,1歳児) 天気：晴
子ども 23名 大人 20名 学生 18名(木村ゼミ1年)
自由遊び
- 11月11日(火) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気：くもり
子ども 11名 大人 10名
自由遊び
人形劇「おおきなかぶ」 (水谷・村井)
絵本「がちゃがちゃどんどん」「ももちゃんぽっぽ」 (村井)
- * 11月12日(水) 第15回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気：晴
子ども 26名 大人 23名
手遊び「あたま・かた・ひざポン」
作って遊ぼう「パズル」(食品トレイを使って) (水谷)
- * 11月18日(火) 第6回 赤ちゃん交流会 天気：くもり
こども 42名 大人 39名
ふれあい遊び「かくかくかくれんぼ」「あかいとりことり」
「ここはとうちゃんにんどころ」「おやゆびねんね」
お話「乳幼児との心・肌のふれあいの大切さについて」 (上村)
- * 11月25日(火) 第16回 子育て交流会(幼稚園ホール) 天気：晴
子ども 36名 大人 33名
楽器を使って遊ぼう「崖の上のポニョ」「どんぐりころころ」(専攻科2年)
- 11月26日(水) 子育て支援室開放日 天気：晴
子ども 33名 大人 31名
どんぐりひろい (清)
拾ったどんぐりでコマを作ろう！

- * 12月2日(火) 第7回 赤ちゃん交流会 天気：晴
子ども 28名 大人 24名
うた「サンタさん」
ふれあい遊び (透ける布を使って)「ねずみねずみ どこいきゃ」
お手玉で「ぼこぺん」 (上村)
- 12月3日(水) 子育て支援室開放日 (2,3歳児) 天気：晴
手遊び「パンパンパン屋さん」
絵本「しろくまちゃんのホットケーキ」「カンカンでんしゃがくるよ」
「まどから・おくりもの」 (村井)
パネルシアター「ねこのおいしゃさん」
みんなでうたおう!「どんぐりころころ」「しあわせならてをたたこう」(高須)
- 12月9日(火) 子育て支援室開放日 (0,1歳児) 天気：曇り
子ども 19名 大人 19名
手遊び「あたま・かた・ひざ ポン」
絵本「ちいさなねこ」 (水谷)
- * 12月10日(水) 第17回 子育て交流会 (作って遊ぼう) 天気：晴
子ども 23名 大人 21名
作って遊ぼう「さるの山のぼり」
手遊び「アンパンマン」 (水谷)
- * 12月16日(火) 第18回 子育て交流会 (幼稚園ホール) 天気：晴
子ども 60名 大人 50名
クリスマス会 学生 12名 (大南ゼミ3年5名、基村ゼミ3年12名)
クリスマスツリーを作ろう (清)
ハンドベル、トーンチャイム演奏 (大南ゼミ生)
「サンタが街にやってくる」「きよしこのよる」etc.
音楽劇「たからさがし」 (基村ゼミ生)
- 1月13日(火) 子育て支援室開放日 (0,1歳児) 天気：晴
子ども 23名 大人 19名
自由遊び
- * 1月14日(水) 第19回 子育て交流会 (作って遊ぼう) 天気：晴
子ども 21名 大人 19名
たこを作ろう! (かさの袋を使って) (水谷)
-

-
- * 1月20日(火) 第20回 子育て交流会 天気：曇り
 子ども 34名 大人 27名 学生 11名(専攻科1年)
 人形劇「かくれんぼ」 (宍戸)
 ふれあい遊び「いっぽんぼし」「おうまさん」「こぶたぬきつねこ」(専攻科1年)
- 1月21日(水) 子育て支援室開放日(0,1歳児) 天気：曇り
 子ども 9名 大人 9名 学生 17名(木村ゼミ1年)
 絵本「あぶくたった」「ぼんぼんぼこぼこ」「だるまさんと」
 うたで遊ぼう「こぶたぬきつねこ」「だるまさんとにらめっこ」 (清)
 ふれあい遊び「ここはとうちゃんにんどころ」 (学生)
- 1月27日(火) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気：晴
 子ども 20名 大人 17名 学生 18名(大村ゼミ2年)
 豆まき (学生)
 絵本「おおきいちいさい」「じょうききかんしゃのたび」
 「あかたろうの123の345」(村井)
- * 2月3日(火) 第8回 赤ちゃん交流会 天気：晴
 子ども 23名 大人 19名
 ふれあい遊び「まめがら」「やすべえじじいはうんぼんぼん」
 「とうきょうとにほんばし」
 「あんよをなげだすおさるさん」(上村)
- 2月4日(水) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気：晴
 子ども 17名 大人 15名
 絵本「いたいのいたいのとんでいけ」 (村井)
 人形劇 (水谷・村井)
 手遊び「アンパンマン」「いわしのひらき」 (水谷)
- 2月10日(火) 子育て支援室開放日(0,1歳児) 天気：晴
 子ども 31名 大人 25名
 手遊び「アンパンマン」「ひげじいさん」「いわしのひらき」
 輪になって「むすんでひらいて」 (水谷)
- * 2月17日(火) 第21回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気：晴
 子ども 23名 大人 22名
 飛び出すヘビを作ろう！(新聞紙を使って) (水谷)
-

- 2月18日(水) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気:晴
子ども 16名 大人 14名
手遊び「アンパンマン」
紙しばい「アンパンマンとばいきんまん」 (清)
- * 2月25日(水) 第22回 子育て交流会(幼稚園ホール) 天気:雨
子ども 35名 大人 31名
絵本の話
読み聞かせ「はじめてのおつかい」 (宍戸)
- * 3月3日(火) 第23回 子育て交流会(作って遊ぼう) 天気:曇
子ども 18名 大人 17名
パタパタ人形を作ろう!(厚紙とストローを使って)
アンパンマンの人形劇 (水谷)
- * 3月10日(火) 第9回 赤ちゃん交流会 天気:晴
子ども 31名 大人 28名
「かくかくかくれんぼ」「なこうかとぼうか」「えんやらりんごのき」
(毛布を使って) いないないばあ、ぶらんこ (上村)
- 3月11日(水) 子育て支援室開放日(2,3歳児) 天気:曇り
子ども 30名 大人 28名
手遊び「アンパンマン」
絵本「おはながわらった」「ノンタンぶらんこのせて」 (村井)
「イエコさん」 (水谷)
- 3月17日(火) 第24回 子育て交流会(おおきくなったね会) 天気:晴
手遊び「あたま・かた・ひざぼん」
絵本「ちゅっちゅっ」「プレゼントはなあに?」 (清)
写真たてをつくろう!

お別れ会に向けての取り組み

蒲郡市立保育園

小笠原麻里子

はじめに

赤組の子ども達（男12名 女11名）は、男児には幼い子、女児にはしっかりした子が多く、理解力・運動力等の力の差が大きい。4月、このクラスの子ども達を見た時に“何かを一斉でやるのはまだ無理だな”“まずは個々の思いを出しながら、自分の居場所を見つけたり、興味を持った事を十分させ、自信が持てるように。また、その自信が新たな事に興味を向ける事につながるといいな”という思いで保育してきた。

クラスの様子、年長児とのかかわり

年長、年中クラスが1クラスずつであり、部屋も隣同士のため交流しやすい環境にある。運動会には異年齢混合チームを作り、しっぽ取りやリレーをやった。その後も一緒に給食を食べる等して保育者が意図的に年長児と交流が持てるようにしてきた。

1月になると、クラスの気の合う友だちとグループになって、ごっこ遊びをしたり、ドッジボール等のルールのある遊びをよくしている。その中で自分のイメージや思いを通そうとする子、我慢している子の存在に気づく。そのような姿を見て、友だちの気持ちを聞く経験がさせたいと思い、好きな子同士の生活グループ作りをした。そして、このグループで当番活動だけでなく、グループ対抗の遊びを週1回程度取り入れ、遊ぶ順番決めなどの簡単な話し合いをする機会を作った。

2月のある日の降園前に子どもを集めて話をしていた時のこと

K男「先生、ちょっと言いたいことがある！」

保「なあに？ K男君、みんなの前で言えるかな？」

K男 嬉しそうに前に出て「ねえ、みんなで綱引きやらない？」

保育者が毎回遊びを提供していたが、今度は子どもから綱引きがやってみたいという思いが生まれたのであろう。その気持ちを受け止め、綱引きをやった。

その日以降、「ちょっと言いたいことがある」「みんなで〇〇しない？」は大流行！毎日のように、次はなにをして遊ぶかの言い合いになることもあった。しかし、そのうちに毎回「いいよ」の声はなくなり、だんだん「イヤ」の声も出てくるようになる。

R男「明日はリレーやろうよ」

Y子「ヤダ！！男の子のチームが勝つにきまっとるもん」

R男「そんなのやってみんとわからんじゃん」等とそのうちに誰かが意見すると「ヤダ」という子が増え、本当にその遊びが嫌なのか、ただ嫌って言うてみたいのかが見極めることができず、どうしたらよいのか困る事も・・・負けが続いていたM子がしっぽ取りを嫌がった時も、他の子が「びゅんびゅんに走ればいいじゃん」「同じチームの子がたくさんとればいい」などと言ってくれたものの、M子一人の強い気持ちを無視できず、

保「じゃあ、みんながいいって言う遊び、もう一回考えようよ！」と考え直したこともあった。

一方、異年齢の関係は1月後半になると、年長児のやっているドッジボールに入ったり、部屋を行き来したりと自然なかかわりが見られるようになる。年長児から新たに異年齢グループを作って遊ぼうという提案がくる。子ども達から「私は〇〇ちゃんと一緒にグループがいいな」の声も出てくる。

2月中旬頃になると、異年齢グループの遊びを通し、年長児に対して親しみやあこがれの気持ちが増してきた。年長児と一緒にこま回しをしたり、教えてもらったりする姿も出てくる。保育者も少しずつ年長児の卒園を意識してもらいたいと思い、異年齢グループで遊んだ時や、好きな遊びの中でかわりが見られた時には「〇〇君、こま教えてくれたね」「優しかったね」「一緒に遊んで楽しかったね」等の言葉かけを意識し、そうすることで“大きい組さんに〇〇してもらったんだ”という思いが子ども達の心に少しでも残るといいなと思っていた。

2月後半、いつものように「今度は何して遊ぶ？」と話し合っていると、子ども達から「大きい組さんも一緒に入れてあげればいいじゃん」の声。保育者も「そうだね、もうすぐ大きい組さん小学校行っちゃうしね・・・」と受け止める。いつも大きい組さんは赤組の子を遊びの仲間に入れてくれていたから、今度は自分たちが仲間に入れてあげようと思ったのであろう。クラス内の遊び、異年齢での遊びの積み重ねを通して、子ども達から自然と「大きい組さんも」という気持ちが生まれた事を嬉しく思い、ここからお別れ会の話につなげていこうと考えた。

お別れ会についての話し合い 第一回目

次の週、さっそく「大きい組と何して遊びたいか」「大きい組さんに何をしてあげたいか」を話し合う。その中で、大きい組と遊びたいことでは、「リレー」・「ドッジボール」・「かくれんぼ」・「鬼ごっこ」・「こま回し」・「運だめし」・「綱引き」。してあげたいことでは、「お祝いがしてあげたい」・「“がんばれ”っていう旗を作ってあげたい」・「プレゼントをあげたい」・「絵を描いてあげたい」・「折り紙を作ってあげたい」・「どっこいしょを踊って見せたい」・「歌を歌ってあげたい」・「写真を一緒に撮りたい」・「パーティーがしたい」・「先生、温かいものを作って！」等など、どれも今までに経験し、楽しかった事、一人ひとりが得意な事が意見として出てきた。保育者はこれらの意見を全部取り入れたい、子ども達が自分で考えた事を実現させることで“自分たちでやろう”という気持ちを育てたいと考えた。また保育者からの提案で、大きい組の意見も聞くことにした。

プレゼント作り

3月1週、プレゼント作り開始。プレゼントは保育者が考え時間割表を提案した。その中に、子ども達の意見にもあった手紙や絵を描いたり、折り紙を折ってあげることにした。

まずは誰にあげるか決めようと、保育者が「(異年齢グループの) 同じチームの子にする?」と聞くと、「ヤダ! 他にあげたい子がいるもん!」の返事が返ってきた。子ども達にはあこがれの子、延長保育で仲良くなった子にあげたいという思いのほうが強かったようだ。そのため、自分の好きな子にあげようという事になった。

プレゼント作りでは、保育者が、「大きい組が見ちゃったら、楽しみがなくなるから絶対内緒ね!」と言い、内緒ですすめることにする。そのため、大きい組が部屋に来ると、子ども達は慌てて「先生! (大きい組の) Yちゃん来たよ!」 Y子がニヤニヤしながら「何してるの?」と聞くと、子ども「何にもない、何にもない」とみんなで顔を見合わせて笑ったり、またある日は、保育者が出来た作品をロッカーの上に置くと、「先生、こんな所に置いておいたら見られちゃうじゃん」と子ども達から注意されてしまう事も…。また、作っている姿を見ながら、保育者が「〇〇ちゃん何色が好きかねえ」とつぶやくと、「じゃあ聞いてくるよ」と言って聞きに行く姿もあった。こんなやりとりの中で、“プレゼントするんだ”という意識が強まり、大きい組にとっても“小さい組が何かしているな”という期待を持たせることができた。保育者も「大きい組、絶対喜ぶよ」「楽しみ～」という言葉掛けをしていくようにした。

お別れ会についての話し合い 第二回目

3月1週、お別れ会(お祝いパーティー)の話し合いをする。3月12日のお祝いパーティーまでの1週間は毎日大きい組と一緒に遊ぶ機会を作り、5日かくれんぼ 6日ドッジボール 7日運だめし 10日リレー 11日仲良しお散歩 12日お祝いパーティーというスケジュールになった。それぞれの遊びの責任をグループごとに任せ、準備・進行ができるようにする。年少クラスにも話をし、無理のない程度に参加できるようにする。また、予定表を作ったり、カレンダーにその日何をするのか書き込み、楽しみにできるようにした。予定表は年長児・年少児に渡した。

それぞれのグループの担当が決まったので、自分達がやる事を理解し、自分達で遊びを進めていこうという気持ちになるよう、ルールなど細かいことを子ども達と一緒に考えていきたいと思い、もう一度話し合いの場を作った。かくれんぼのルール決めをする時、「鬼の数は何人にするか」・「誰が鬼になるのか」・「見つかった人はどうするのか」など話し合ってみたが、「一人」と言えば「少なすぎる」。「五人」と言えば「すぐに見つかわっちゃうじゃん」等と、意見する子に対して反対意見が出て、なかなか決まらない。保育者が「じゃあこうする?」と言っても全員がよい顔をしない…

今まで何かを決める時は一人でも「嫌」と言う子がいたら責めるのではなく、「何で嫌だった?」と聞き、その子が納得する方法を考えたり、新たな提案をしたりして、全員が納得した顔を見てから決めてきたので、子ども達の納得いかない顔を見ると、どうしても決断することができなかった。結局その日は意見がまとまらず、「続きはまた今度」と言って一度きりをつけた。

この後、保育者は一人で悩んだ。そのひとつは話し合いに時間をかけ過ぎていること。理解力・興味の度合いに差がある子たちなので、理解できていない子にとっては苦痛の時間だろう。もうひとつは今まで何でも子ども達に決めさせていた事を急に保育者が決めてしまってもいいのかという事。きっと子ども達から不満の声がでるだろう。

そんな事を思いながら、もう一度“子ども達って、この取り組みのどこが楽しいのか？”という事を考えてみる。「前に出て話をする事か?」「ルールを決める事か?」「マイクで放送を入れる事か?」「内緒にすることか?」「話し合うことか?」「自分たちで考えることか?」「景品を作ることか?」等今までの子どもの姿、言動から、どんな事なら子ども達に負担をかけずに楽しく出来るのかを保育者なりに考え、数日後、改めて子ども達を集め、保育者の考えを言ってみた。保育者が考えたやり方というのは、遊びのルールを説明したり、遊びを進めていくのは保育者がやり、子ども達には、「景品を作って渡すこと」「みんなを集めるためにマイクを使って放送をいれること」「遊びの前に、みんなの前に出て、[今から〇〇をします]と言うこと」この3つをやってもらうことにした。少し強引な進め方だと胸が痛んだが、子ども達の“イヤイヤ”熱は、日を改めたことによりおさまっており、あっさり「いいよ」の返事。保育者もホッとした。

景品作りは自分の作れるもの（折り紙など）をペンダントにするだけ。簡単なものだったが、大きい組は喜んでくれた。また、小さい組の中には欲しくて泣いてしまう子もあり、そんな姿を見た子ども達は満足感を味わえたことであろう。保育者が、「〇〇チームさん、放送やるで先生の部屋においで」と呼ぶと、とても嬉しそうだった。自分たちだけ特別だという優越感が味わえたようだ。普段みんなの前に出て話すことが出来ない子、遠慮している子は特にとても嬉しそうな表情が見られた。簡単なことであったが、子ども達にとっては満足できる内容だった。遊びの中での子ども達の様子をひとつ紹介する。

7日の運だめし。担当はしっかり者の女の子が多い“いろいろグループ”さん（いろいろグループというのは、グループの名前を決める時にそれぞれが色々な意見を出しすぎてなかなか決まらなかったで「じゃあいろいろにする」といって決めた名前である。）登園後、その日の遊びの確認をするため、いろいろグループの子ども達を集める。

保育者「みんなは運だめしやりたいよね、だから先生が玉ひくね。」

子 「えーっ！玉引くのやりたい！！」

保育者「でも、そうするとみんな遊べなくなっちゃうよ」

子 「順番に一人ずつやればいいじゃん」

保育者「そう・・・じゃあそうしようか」

子どもの気持ちを受け入れたものの、遊び始めてしまえば自分の番なんて忘れてしまうだろうと心配していた。遊びが始まり、音楽を流すと、一人で前に立つ子は音楽に合わせて体を揺らし、とても嬉しそう。玉を引き終わると慌てて、「〇〇ちゃん、次だよ、次っ！」身振り手振りでその子と呼ぶ。次の番の子も慌てて来る。中には次は自分の番だと分かり、ニコニコしながら前に来る子も・・・さすがにしっかりもののグループだけあるが、子ども達にとって、前に出るってこんなに嬉しいものなん

だと実感した。

お祝いパーティーでは、子ども達の意見の中から、「どっこいしょを踊る」・「歌を歌う」・「プレゼントを渡す」・「おやつパーティーをする」・「“がんばれ”の旗（それぞれプレゼントを渡す大きい組さんの顔を描いて貼ったもの）を作って飾る」・「その旗の前で、異年齢グループごとに写真を撮る」を取り入れ実現させた。「どっこいしょ」というのは、運動会で踊った、子ども達の得意な踊りである。練習する時間はほとんどとらなかったが、おやつ後、支度を済ませ、部屋のごっこ遊びのコーナーを使い、音楽をかけて自分達で踊る姿が見られた。いつも支度が遅い子も、この日だけは早かった。子ども達のやる気はすごい！

子ども達が取り組む様子を見て、難しい事をさせようとするのではなく、子ども達にとって何が楽しめるのかを考え、簡単でも満足出来る事をすればいいのだと思った。

お別れ会（お祝いパーティー）を終えて

お祝いパーティーを終え、満足感でいっぱいになった子ども達の心に火がつき、「大きい組さんにもっとありがとうって言いたい」「もっと大きい組を驚かせようよ！」の声・・

今まで以上にやる気満々の姿に、何とかしてあげたい、この気持ちをどうやって実現させてあげようかと考え、「みんなで作った旗、もったいないから内緒で緑組に飾っちゃおうか」と提案する。子ども達から「みどり組さんいつも部屋にいるじゃん」と言われたので、大きい組が卒園式の練習をする日に飾ることにする。

数日後、大きい組が遊戯室に向かった後子ども達を集め、「今日がチャンスだよ。大きい組が来る前にちゃっとやっちゃおう！」の言葉にみんな「キャーキャー」と大興奮！保育者が大きい組の壁に旗を貼っていると、保育者が指示したわけでもないのに、保育者の乗っている椅子を持つ子、「もうちょっと上」「うん、そこでいい！」と言いながら見ている子、男児たちは遊戯室まで様子を見に行き、「まだいいぞー」と言っている。みんなも保育者もドキドキの大興奮だった。大きい組を驚かせ、「ありがとう」と言ってもらい、さらに満足の子も多かった。この旗は卒園式の見送り時、子ども達に持ってもらった。

おわりに

この取り組みすべてに、子ども達全員がいつもやる気だったわけではないが、一人ひとりの興味・理解力を把握し、その子なりに楽しいと感じる瞬間があったり、一人ひとりの力を発揮できる場が作れたと思う。又、自分たちの考えた事が実現し、周りからも認めてもらえることで、満足感や自信が持てた。基本的な事だが、難しい事をさせようとするのではなく、子ども達の思いを聞きながらも、子ども達が今持っている力で表現できる方法を考え、子ども達が今やっていることを理解し、やる気になって取り組めるようにすることが大切だと思った。まだ、自分は保育者として未熟であり、良い方法を見出せずにいる事もあるかもしれないが、自分の思いと子どもの思い、姿とのズレを常に振り返り、悩み、考えながら保育していきたい。

資 料

2008 年度 事業報告

1 子育て交流会

今年度も本学教員、ボランティアのみなさんの協力で子育て交流会を実施しました。詳細は、本号の「6年目を迎えた子育て交流会」をごらんください。2008年度からは新設の7号館プレイルームに場所を移して実施しました。

2 第5回 夏季セミナー

本年度も夏季セミナーを実施しました。

(1) 参加人数 198名(桜花70名 名短128名)

2008保育セミナー アンケート回答

分科会ごとの参加人数

分科会	B 0・1歳	C 2歳	D 3歳	E 4・5歳	F 障害	G 児福祉
人数	22	32	27	22	6	3
分科会	I 0・1歳	J 2歳	K 3歳	L 4・5歳	M 障害	
人数	19	7	19	11	3	

アンケート結果 (90名)

卒業年次

卒業年次	2008	2007	2006	2005	2004	2003
人数	73	13	0	0	0	2

勤務先

勤務先	公立保育園	私立保育園	公立幼稚園	私立幼稚園	その他
人数	60	17	5	6	2

講演「若手保育者へのメッセージ」

脇志津子先生 京都・洛陽保育園保育士・保育学部講師（非常勤）「表現Ⅱ」

評 価	たいへんよかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	まったくよくなかった
人 数	54	33	2	0	0

分科会

評 価	たいへんよかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	まったくよくなかった
人 数	55	26	2	0	0

屋台村

評 価	たいへんよかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	まったくよくなかった
人 数	62	21	0	0	0

3 公開講座・シンポジウム

今年度は、帝京大学教授・日本保育学会常任理事の村山祐一先生をむかえて開催されました。詳細は、今号の特集をご覧ください。

4 研究季報の発行

所員間の研究交流のために「研究季報」No.4～No.8を発行した。

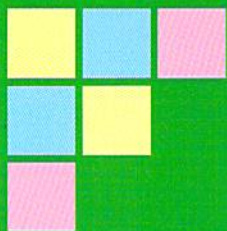
保育子育て研究所年報第6号 執筆者

村山 祐一 帝京大学 教授 日本保育学会常任理事
野津 牧 名古屋短期大学保育科 准教授
古畑 淳 桜花学園大学保育学部 准教授
清 葉子 相山女学園大学教育学部 講師
上村 鍾子 子育て交流会保育士
水谷 真理子 子育て交流会保育士
穴戸 洋子 名古屋短期大学保育科 教授
小笠原麻里子 蒲都市立保育園 保育士

編集責任 保育子育て研究所長 田中 義和

保育子育て研究所年報 第6号 (2008年度)

発行者	桜花学園大学 名古屋短期大学 保育子育て研究所
発行年月日	2009年7月10日
住所	〒470-1193 愛知県豊明市栄町武侍 48 桜花学園大学 名古屋短期大学内
電話	0562 - 97 - 1306
FAX	0562 - 98 - 1162
HP	http://www.hoiku.ohkagakuen-u.ac.jp/ koso/home.html/
印刷	(株) シイエム・シイ



桜花学園名古屋キャンパス
保育子育て研究所

